

## 1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回京田辺市子ども・子育て会議を開催いたします。

## 2 会長あいさつ

会長：<会議の開会にあたり、あいさつ>

## 3 議題

### (1) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和3年度の実績と評価・検証（進行管理）について

事務局：<資料3～7に基づき説明>

まず資料3～6について。

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画は令和2年度から6年度までの計画で、令和3年度は計画の2年目に当たる。同計画は基本理念の実現に向けて、3つの基本目標と11の施策の方向を定めており、その目標を達成するために具体的に様々な事業を展開している。

特にその中から重点事業と位置づけている再掲事業を含む50事業について、令和3年度の実績と評価・検証、進行管理を行った。

第2期子ども・子育て支援事業計画書の評価方法については、『計画を着実に推進するため、府内関係各課を中心に進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。』となっている。

なお、資料7については、別添で資料を用意しているので、後ほど、報告を行う。

評価の方法については、それぞれの事業の担当課が行い、表のとおり5段階評価で行っている。

2ページ以降については、基本目標ごと、施策目標ごとにそれぞれの事業の担当課がつけた評価を記載している。

時間の関係もあるので、10ページを開いてもらいたい。まと

めの欄がある。

50事業の中で実施できた事業については、令和3年度においては41事業となっており、令和2年度、初年度と同じ数となっている。

41事業が「A 十分効果的に実施できた」、「B 概ね効果的に実施できた」との評価となった。引き続き、令和6年度末の目標に向けて、達成度の高いものになったと考えている。

これは市全体で子育て支援に関する事業が積極的に行われたことによるものと考えている。ただし、昨年度「A 十分効果的に実施できた」であったものが、「C 内容の見直しが必要」となった事業がひとつあった。これについては、元々の計画が変更になったことによるものであり、事業の立て直しを行うこととなる。

また、「E 未実施」、事業化ができていない事業については、2事業あった。ただし、この事業は再掲事業となっているので、実質1事業である。「子ども家庭総合支援拠点整備事業」であるが、既に令和4年度に実施しているので、令和4年度の実績報告の段階では、「E 未実施」ではなく、「A 十分効果的に実施できた」ないし「B 概ね効果的に実施できた」として評価されるものと考えている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、緊急事態宣言が令和2年4月7日に全国に発令された。令和3年度についても感染症対策がとられることとなり、計画に掲載されている事業も開催中止や参加制限をせざるを得ないものがあった。これらの事業は、「W I T H コロナの時代に合った新しいライフスタイル」に適した事業運営が必要となることから、評価は「C 内容の見直しが必要」とした。6事業のうち、ひとつが再掲事業であることから、実質5事業となる。

資料4、5、6については、計画書に書かれている50事業について、経年で評価を記載しているものであるので、後でご覧いただきたい。

次に資料7の報告をする。

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・

保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プラン」の令和3年度の実施状況及び今後の方向性と確保方策について（令和3年度実績）。

1ページ、1 幼稚園・保育所（園）・認定こども園のうち幼稚園と認定こども園の幼稚園枠について報告をする。

令和3年5月1日現在の特定施設の入園者数、幼稚園については、787人。それ以外の施設、これは子ども・子育て支援新制度に参画していない民間の幼稚園となるが、こちらの入園者数は326人となる。合計1,113人が利用しているが、計画の確保量内に納まっており、待機児童は発生していない。

今後の方向性については、令和5年4月に大住幼稚園が北部地域の拠点の市立幼保連携型認定こども園として開園する予定。令和4年度には園舎建築工事等を行う。

次に、3ページ、2 保育所（園）・認定こども園のうち保育所枠について報告をする。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月1日時点での利用者数は1,535人であり、待機児童が94人発生している。

今後の方向性については、先程、資料を配付したが、小規模保育事業所を令和4年度に2園、大住こども園を令和5年度に開園する予定となっており、大住こども園に保育所枠ができるということになる。

続いて、5ページ、2-① 時間外保育事業、保育所の延長保育事業について。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数は673人で、希望者全員の利用ができている。

今後の方向性については、小規模保育事業所のニチイキッズたなべ保育園、ほほえみ保育園京田辺園において、時間外保育（延長保育事業）を実施する予定。

また、北部地域の拠点となる大住こども園についても、保育所の部分で時間外保育（延長保育事業）を実施する予定。

6ページ、2-② 放課後児童健全育成事業、通称留守家庭児童会について。

令和3年度の実施状況は、令和3年5月1日現在での登録児童数は970人で、学校施設等の活用などにより希望者全員の入会ができている。

また、令和3年4月からみんなのき三山木こども園に留守家庭児童会「みんなのき俱楽部」が設置され、子どもの受け入れをしている。

今後の方針については、7ページ、令和4年4月から、三山木小学校区内の幼保連携型認定こども園こもれび内に留守家庭児童会「S o l a (そら)」を設置して、運営を始めており、市は運営に対して支援を行っている。

8ページ、2-③ 子育て短期支援事業、ショートステイ事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数は8人で、希望者全員の利用ができた。

今後の方針についても、引き続き事業を進める。

9ページ、2-④ 地域子育て支援拠点事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数は25,782人。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込制等により利用人数に制限を設けた。

地域子育て支援センター松井山手は令和3年度に施設の賃貸借契約が満了となったことから、令和4年4月1日にJR松井山手駅周辺エリアの商業施設へ移転した。

今後の方針と確保方策は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込制等により利用人数に制限を設ける。

11ページ、2-⑤ 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日現在での年間利用者数は38,573人で、希望者全員の利用ができている。令和3年4月にみんなのき三山木こども園の開園に併せて、幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）を始めた。

これにより市立幼稚園8園、民間の認定こども園3園の合計11園で幼稚園における一時預かり事業を実施している。

今後の方針としては、令和5年4月に大住幼稚園がこども園

になるが、引き続き、「幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）」を実施していく。

12ページ、2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業、一時保育事業と言われるもの。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数は5,606人で、日によってはキャンセル待ちが発生している。

令和3年4月のみんなのき三山木こども園の開園に併せて、一時預かり事業を始めており、これに伴って、市内では6か所で事業を運営していることとなる。

今後の方向性としては、何度も申し上げているが、令和5年4月に大住こども園が開園するのに合わせて、一時預かり事業（一時保育事業）を始める予定。

令和4年度は園舎建築工事等を進める。

14ページ、2-⑦ 病児・病後児保育事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数912人で、希望者全員の利用ができた。

令和3年4月のみんなのき三山木こども園の開園に併せて、体調不良児対応型保育事業を始めた。

今後の方向性としては、15ページ、令和5年4月に大住幼稚園が開園をするのに併せて、体調不良児対応型病児保育事業を始める予定。

16ページ、2-⑧子育て援助活動支援事業、通称ファミリー・サポート・センター事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間利用者数は1,518人で、コロナによる学級閉鎖に伴う送迎の減少や保育所、学校終了後におまかせ会員の家に子どもを預ける依頼が少なくなったことが利用者数の減少につながったと考えている。

今後についても、引き続き、事業を継続し、会員等のPRに努めて増員を図っていく。

17ページ、2-⑨利用者支援事業（はぐはぐ）。

令和3年4月1日現在での実績数は特定型1か所、母子保健型1か所。

今後の方向性と確保方策は、今後も引き続き、保育所入所に関する相談や子育てに関する相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、広報媒体や子育て応援ガイドブック、Facebook等を活用して情報発信を行う。

19ページ、2-⑩ 妊婦に対する健康診査。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間受診票交付者数は519人、受診者数は794人で、希望者全員に対して母子手帳に助成券等を添付し、14回分の妊婦健康診査費用を助成した。

令和3年4月1日現在の出生数が482人ということで、前年度比マイナス15.1%という状況であった。新型コロナウイルス拡大により婚姻数が減ったこと、妊娠を控えることがあり、全体的に人数が減っていると考えている。

今後の方向性については、国の方針に従って引き続き、実施する。

20ページ、2-⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）。

令和3年度実施状況は、令和4年3月31日時点での年間対象人数は559人、年間訪問実施数は540人だった。

新型コロナウイルス感染症の影響で訪問を拒否されるケースがあり、その際には調査票等を郵送し、返送いただいた調査票を確認した上で、13人に電話で状況の確認や保健指導を行った。

今後についても、引き続き、事業を実施する。

21ページ 2-⑫養育支援訪問事業など。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間実施件数は72件、年間延べ訪問回数は220回だった。

新型コロナウイルス感染症の影響により出生数が減ったことに伴って、対象数が減り、件数も減ったと考えている。

今後についても、京田辺市要保護児童対策地域協議会と連携を図って事業を実施していきたいと考えている。

22ページ、2-⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での年間実施件数は14件で、全件、実費徴収に係る補足給付を行った。

今後も引き続き、実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施する。

23ページ、2-⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。

令和3年度の実施状況は、令和4年3月31日時点での実施件数は1件だった。ニチイ学館に対して実施し、小規模保育事業を開設してもらった。

今後については、民間活力を活用した特定教育・保育施設等の整備・運営を促進するため、支援等を行う。

24ページ、3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保。

「京田辺市子ども・子育て支援施策推進会議」を設置しており、関係部署の職員により構成している。

令和3年度の実施状況は、子ども・子育て支援施策推進会議を2回、幼稚園長・保育所長会議を12回、幼保合同研修会を1回、幼保合同保健研修を2回、幼稚園教育研究会を7回、大住こども園プロジェクト会議を22回開催した。

今後については、全ての就学前の子どもに義務教育を見据えた質の高い教育・保育を保障しながら多様な教育・保育ニーズなどに対応していくため、幼保連携型認定こども園の導入を進める。

26ページ、4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項。

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する子どもの保護者も無償化の対象となっており、無償化を円滑に実施するための事業。

原則、年4回、無償化の立て替え払いに対する支給を行うこととしている。間違えのないように園の方でとりまとめをしたものを提出してもらい、利用者の利便性を図っている。

必要に応じて、京都府の監査等に情報提供を依頼しながら、制

度が万全に進められるように取り組んでいる。

最後、27ページ、5 新・放課後子ども総合プランに基づく取組。

留守家庭児童会の登録数は、令和3年5月1日現在で970人であった。

留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体型実施は3か所、放課後子ども教室の実施は4か所であった。

両事業のスタッフの情報共有、情報交換を図るとともに、放課後子ども教室の対応について協議を進めていく。

留守家庭児童会については、学校の特別教室等の施設を借りるなど、学校施設の活用を図っていきたいと考えている。

本事業の担当については、教育委員会で一元的に所管している。

事務局からの報告は以上となります。

会長： ご質問があればどうぞ。

資料7の12ページの2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業（一時保育事業）について、日によってはキャンセル待ちが発生しているとのことだが、キャンセル待ちはどんな時に、どの程度発生しているのか。

事務局： キャンセル待ちについては、それぞれ施設において定員を設けている。日常的には問題ないが、たとえば、上の子どもさんの参観など、行事のあるときは予約が集中するケースがある。そういうときには致し方なくキャンセル待ちが発生する。

会長： それほど頻繁ではないということか。

事務局： 公立の一時保育事業は、河原保育所、三山木保育所の2か所で実施している。三山木保育所の近くには、同志社山手の住宅街があり、保育所に入れていない人が一時保育を利用しながら働いておられるような例もあり、定期的に一時保育を利用されている人が多い。三山木保育所の方が比較的頻繁に先の日まで一時保育の申請がいっぱいになっている。

松井ヶ丘保育園についても、一時保育事業をしており、北部の方が利用されている。

河原保育所については、三山木保育所と比べると緩やかな申込

み状況ではあるが、一定、毎日申込みをされている方がおられて、日によってはキャンセル待ちになることもある。

会長： 苦情が出るほどではないということか。

委員： たまにキャンセル待ちをしていただいている。多いケースで言えば、出産を控えたお母さんから上の子どもを見てもらえないかという連絡があるが、その月の予定が三山木保育所の一時保育事業のように前月くらいから決まってきてるので、そこからさらにプラスで申込みを受け付けようと思うと、現状では受け皿がないので、キャンセル待ちという方法を日によっては取らざるを得ない。

突発的に切迫早産であったりして、なかなか見てもらえるところがないというケースにおいては、受け入れられる日程はできるだけ調整をして受け入れているが、もともと予約でいっぱいになっている状況があるので、キャンセルをするケースもある。

会長： 今後はここにも手を入れた方が良いということか。

委員： できるだけ保育士確保をして、突発的なことにも対応できるようにとは思っているが、保育士確保にも課題がある。

委員： 今の話の続きになるが、一時預かり事業について。産後の訪問に行く機会が多く、その際に一時預かりを使いたいという母親の声を耳にするが、そういうニーズに少し合っていないかなという思いはある。

何回か電話をしたが、難しかった、という声を聞く。難しかった理由は、先の予定は多分、空いていると思うが、自分の身体がしんどくてすぐ預けたいと思ったときに助けてもらう場所がない。特にコロナの感染が強かった時期は、園も受け入れを制限していたりしたので、その時期と合致しているのではないかと思う。

松井山手の支援センターで2時間の一時預かりが始まっていて、リフレッシュのためであれば、利用することが可能になったというのはすごく良いと思う。

産後鬱の問題を考えると、急にしんどくなったときに預かってもらえる場所が必要。先程、言っておられた切迫早産になったときや産前産後のときに預けられるという部分で、ニーズに合って

いないことを良く聞くような気がする。

会長：遊びの部分がないと、なかなか対応が難しい。そのあたりにも対応することが今後の課題かなと思う。

委員：京田辺市は他の市町村と比べて、生後2か月から一時預かり事業をしているので、そこはすごく珍しい。他の市町村は生後6か月だったり、1年だったりしているので、そこについてはすごくニーズに対応しているということで評価できると思う。

会長：その良さが今度はどう預けられる量を増やしていくことにつながっていくかだと思う。

委員：基本的なことで申し訳ないが、一時預かり事業というのは保育園に通っている人の預かりなのか、通っていない人の預かりなのか、良くわからないときがある。自分も預けたいと思って、近くの幼稚園に電話をしたが、通っている子どものための一時預かりと言われて、預けられないのかと思った。一時預かりだけだと情報が良くわからない。自分も預けられると思ってしまったので、その部分をもう少しクリアに説明してもらえるとありがたい。これは通っている人の預かりの集計ということで良いのか。

事務局：たとえば、資料7の5ページ、時間外保育事業、延長保育事業とも言いますが、通常保育の時間が終わった後に預かる事業であり、これについてはその保育所に通っている子どもしか使えない。進んで、同じく11ページ、幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）についても、幼稚園の保育所のようなもので、そこに通っている子どもしか使えない。幼稚園は預かりという言葉を使っている。

12ページについては、一時保育事業になるが、これについては京田辺市の場合は、河原保育所、三山木保育所、来年度には大住こども園にも設置することになるが、こちらについては園の所属は関係なく誰でも利用することができる事業である。

既に6か所で実施しており、来年度は1増となり、7か所となる。これによってかなり確保量が増えてくるのは確かであるが、どうしても集中する傾向があるので、様子を見ながら施策については考えたいと思っている。

会長： そうすると、今年度よりは少し緩和されるということか。

事務局： 一点だけ補足すると、保育所の一時保育事業については、保育所に入っている人は利用できない、利用の対象外ということになる。

会長： いわゆる専業主婦の方、保育所や幼稚園に所属していない方ということか。

事務局： 幼稚園に入られている方は入園式の前だけ利用される場合がある。先程から話に挙がっている一時保育事業については、幼稚園や保育所に属されていない方、たとえば、週3日働いているが、保育所の入所要件がない場合など。最近は、保育所に預けられなくて定期的に一時保育事業を利用しながら仕事をされる方もいる。あとは、リフレッシュで子どもから少し離れたいという方も利用できる。このような方が対象のサービス。

委員： 6か所もあることを今知った。河原保育所と三山木保育所以外にも、そんなにたくさんあると思っていなかつたので、もう少し周知してもらえるとありがたい。

会長： きれいな冊子がありますよね。

事務局： 子育て応援ガイドブックというものの中に「子どもを預けたいとき」という項目に一覧で載せている。

委員： 多分、頭の中が混乱してしまって、理解が追いついていなかつた。これ以上わかりやすくはならないのかもしれないが、周知をしてもらえたから、もっと預けたい。

リフレッシュの時などにどうぞという一言があつたりとか。

会長： そういう表記がないのか。

委員： ないわけではないと思う。見逃したのかもしれない。見てわかりやすくしてもらえたから、使えることが一目でわかる。文字がいっぱいだと頭に入つてこない。

絵などで「リフレッシュにどうぞ！」というような表記に変えてもらえると助かる。

会長： これからはそのような工夫も必要なのかもしれない。

委員： 工夫の点でひとつ。資料7の17ページ、2-⑨ 利用者支援事業（はぐはぐ）の＜今後の方向性と確保方策＞のところに、「子

育て応援ガイドブック、フェイスブック等を活用して」と書かれているが、今のお母さん世代はほとんどFacebookをされていなくて、やはりInstagramだと思う。Instagramのアイコンで経時的に流れてくると、お母さんの目にも留まりやすいかなと思う。

市はLINEでもされていて、LINEも通知が来るが、利用するのはほとんどInstagramかなという感じがする。このあたりを工夫していただけだと良いかなと思う。市町村がInstagramをアップしているのをあまり見たことがないで、難しいのかもしれないが。

会長：どの市町村でも、ホームページの充実というのは、入口であるということで非常に重要である。京田辺市でも、パッと見てわかりやすいホームページを工夫して作成するということは、これから情報化社会であり、利用者に便利になるかと思う。

絵だけだと難しいという人と、文字がいっぱいだと難しいという人がいる中で、それを一冊の冊子にまとめるとなると、なかなか難しいところだが、いろいろなところから入っていける、いろいろなアクセスの方法があるというのは、これから情報化社会の課題になってくる。そのあたりも今後、取り組んでもらえればと思う。

最初、その冊子の原案を同志社女子大学で一生懸命作らせてもらったが、毎年、いろいろな意見をもらいながら、バージョンアップしている。充実した子育て支援ブックというのは市の目玉になっていくものなので、よろしくお願ひしたい。

委員：病児保育・病後児保育は誰が使えるのかを知りたい。一時保育についても、10月を過ぎるとどんどん使いづらくなるという声を子育てひろばでよく聞くので、そういう数字が上がってきているのかを尋ねたい。

会長：病児保育の利用については、おそらく子育て支援ブックに誰が使えるのかが一冊にまとめられていると思う。

事務局：病児保育・病後児保育について、誰が使えるのかということについては、資料7の14ページのところ、「2-⑦ 病児・病後児

保育事業」の部分。

病児保育事業については、いわゆる開業医にお願いをしているもので、小学校6年生までが対象となっているが、対象であれば誰でも使える。所得関係なしに使うことができる。

体調不良児対応型保育事業については、こども園などでそこにいる園児が保育中に体調不良になった場合に利用するものであるので、その園に通っている園児しか利用ができないという区分になっている。

会長： 秋になると使いづらくなってくるという話は、市としてはどうか。

委員： 一時保育に関しては、子育てひろばではよくそういう話を聞くが、数字が上がってきているのか、それとも年間通して同じくらいなのか。

事務局： 比較的、時期を追うごとに次第に申込みが増えてきて、キャンセル待ちも増えてくる現状にある。

会長： それは受け入れ枠として足りないのか、それとも保育士が足りないのか。

委員： 先程、待機児童が二桁になったという話があったが、やはりお仕事を年度途中からする人、定期的に利用する人が4月から日を追うごとに増えてきて、定期で早くから予定を入れて仕事に行く人が多くなってくる。

待機児童であったり、保育を必要とする要件には満たないけれど、週2回程度の短い時間で働きたいという保護者を受け入れた結果、だんだん枠が少なくなってくる。どうしても秋口から冬にかけてというところは、キャンセル待ちの状況になることはやはりあるかと思う。

会長： なかなか難しい問題。そのような人は将来的には保育所に入りたいと考えているのか。

委員： 子どもがまだ小さいなど、家庭状況にもよる。保育所に入れないことから就労時間を短くしたり、日数を少なくして働いている。4月になれば案内できる枠がすごく空くので、それに向けての前段階で就労する人もいる。

会長： そういうサイクルがあって、必要としている人がいるのも難しいところ。

委員： どこでどういうサービスが受けられるかわからないという話があったが、情報発信すると考えた場合、30代前半以下くらいの小さいお子さんがいる女性に聞くと、やっぱり Instagram という答えになる。自分はたまに見るくらいだが、対象者が使っている SNS で情報発信をしないとあまり意味がないと思う。

そういうものがおそらくあまり行政側も得意ではないのではないかとも思うが、若い人など、行政の中にもそういうもの得意にする人が実はいるはず。そういう人を広報的なところに組み込んで、情報発信をうまくすると、冊子を読まないとか、情報を拾えないということが改善されると思う。Instagram でハッシュタグをうまく付ければ、多分、もう少し情報をたどりやすくなるのではないか。

そのあたりを上手にする部署というか、ワーキンググループのようなものを作り組むと、おそらく他の市にない便利の良い事業が提供できるのではないかと思うし、より子どもが住みやすいまちになると思うので、是非、そういう方向で検討いただければ。

会長： おっしゃるとおりで、情報はあるけれど、うまく発信されていないであるとか、発信しているつもりだけれど、受け手側としては発信された感じがしないという問題は、情報ツールをこれから考えていく必要がある。市の方でも若い世代に向けた情報ツールを考えた方が良いかと思う。若い人たちは Instagram を結構使っているし、学生などはほとんど Instagram ではないかと思う。

個人情報には注意をする必要があるが、Instagram や他の新しいツールを積極的に活用して、柔軟に事業をしていくことが非常に大事だと思う。

委員： 自分が利用しているものを紹介させてもらうと、市のLINE で、子育てのことなどいろいろな情報が定期的に送られてくるようになっている。住んでいる地域を入れておくと、月曜日はカン

の日です、というお知らせが前日にやって来たりする。

明日は広報が発行されるので見てくださいとお知らせが来たりして、すごく京田辺市はいろいろやってくれている。

すごく見やすいし、わかりやすいし、これはおすすめだと思う。

委 員： 知らなかつた。

会 長： 使い方に対する情報発信をすることで、いろいろな人が利用できる、アクセスできるようになると、やりやすい、住みやすいということになってくる。

委 員： 30年ぐらい前にちょうど子どもが小さかったので、今の情報はすごいなと思う。会長が言うように、子育てがしたいまちに京田辺市が挙がってくるのは、待機児童がいて当たり前というくらい素敵なまちになっていると改めて思う。

自分も子育てをして、保育所に預けていたが、なかなか毎日大変だったし、そういう意味では今の若いお母さんたちはいろいろ恵まれているなと思う。

反面、小学校に勤めてくれる人がなかなかいなくて、講師の先生を探すのが大変だが、こういう仕事を担ってくれる人材を確保するということが大変なことではないかと感じる。

会 長： 京田辺市でも採用が進んでいるが、人材の確保はやはり要である。

委 員： 働き方改革と言われている中で、今勤めている人がそこを穴埋めしていくかといけない実態であれば、それは本末転倒な部分もあるのではないかと思う。やはり、全ての人が幸せにということが大事だと思う。

会 長： 人事の面もしっかりと進めていただきたいと思う。

委 員： 16ページのファミリー・サポート・センター事業について、おためしファミサポがありました、出張登録会をしましたとあるが、今後、もう少しいろいろなところで実施してもらえれば良いと思う。

今は多分、市役所の近くの事業所まで行って、登録をしないと頼むことができないようなので、自宅から遠い人は大変である。

自分も子どもが生まれて、試してみたいと思ったが、生後6か

月までだったりして、頼みたいときにはもう過ぎていた。

できれば、1年使えるようにしてほしいし、双子などであれば、それも考慮してほしい。出張登録会もいろいろなところで実施してほしいと思う。知らない人も多分いると思う。

会長：ニーズ量と提供量のバランスということもあり、このコロナ禍の特殊な状況ということもあるが、今は生後6か月までということなのか。

委員：ホームページを見ると、生後6か月までだったかと思う。

事務局：ファミリー・サポート・センター事業は12歳までの事業。

委員：産前産後ヘルパー事業が生後6か月まで勘違いしていた。

会長：ファミリー・サポート・センター事業はどの市も実施していて、京田辺市でもかなり周知をしていると思う。話題に上がったIn stagramなどを活用するとか、登録に関してもオンラインでできればというところはあるだろうが、オンラインだけでは不安もある。特に受ける側にとっては情報だけ来るというのも不安だろうと思うので、そのあたりのことは検討してもらいたい。

コロナ禍が収まると、もう少し預けやすく、受けてくれる人も使いやすくなると思うので、情報発信のことを考えてもらえばと思う。

京田辺市は大学と連携しているが、コロナ禍でいろいろな事業が中止になり、自転車や同志社大学との授業もストップするなど、残念である。大学のあるまちというところも非常に大きいと思うので、コロナ禍が明けたら、中止になっている事業も活発に行ってもらえればと思う。

手前味噌だが、同志社女子大学でも今までオンラインだったものを対面にということで、小学生向けのイベントの授業を12月4日に開催しようとしている。京田辺市の小学校3年生から6年生が対象なので、もし良ければそのような事業も保護者から知つてもらって、後押しをしてもらうと大学と市の小学生が活性化していくのでよろしくお願いしたい。

また、今度、「こどパ」というイベントがある。

委員：コロナ禍でZOOMを使って子どもたちと関わろうと頑張って

いたが、参加してくれる小学生の数が急激に減ってしまい、「こどパ」を知っている人が減っていた。そこで、Instagramを活用して、より保護者にも子どもにも知ってもらえるように、日々、努力している。

今年度は子どもと対面で行うので、より距離を保ちながらも密に関わることを目標に開催したいと考えている。

会長：今までではコロナで全部ストップというところだったが、これからはどうコロナと付き合っていくか、Withコロナという形で距離を保ちつつ、安全を確保しつつ、子どもに対する活動も活性化していくことが必要なので、バランスを取りながら少しづつ再開を考えていけば良いと思う。

## （2）特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定について

事務局：<資料8に基づき説明>

本件は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について、本会議のご意見を伺うもの。

上段のところに記載しているとおり、児童福祉法では、市町村長が認可権者となる小規模保育事業所の認可をしようとするときは、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を、また子ども・子育て支援法では、利用定員を定めようとするときは、合議制の機関の意見を聞くというように定められているところであり、法令に基づく意見聴取である。

それでは1番目の基本事項のところ、今回、認可をし、利用定員を設定する事業所の概要について。

事業種類は小規模保育事業A型。

0歳から2歳児を対象とし、定員が19人以下となる小規模保育事業はA型、B型、C型とあるが、A型は保育士の配置基準等が認可保育所と同等のものとなる。

名称は「ほほえみ保育園 京田辺園」、所在地は京田辺市河原北口8番地3 カーサー高村1階。新田辺駅の東側で、同駅と田辺高校のちょうど真ん中にあたるところにある。

設置者は株式会社Life youth、開所予定日は令和4年11月1日。

認可定員、利用定員は19人で、内訳は0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人となっている。

次に2番目の認可内容について。

認可に際しての基準は、国の定める基準に基づき、京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において定められており、下の表の左側が認可基準、右側がLife youthからの申請内容、一番右のところが事務局が行った審査の結果、基準に対する適合の適否の欄である。

まず、職員配置、保育士の配置について、認可基準は0歳児が園児3人につき保育士を一人配置するということで、3:1となっている。

1・2歳児は6人につき1人となっており、これらに加えて1人保育士を配置するものとされている。

今回、Life youthの小規模保育事業所に関しては、右側に記載しているとおり5人の保育士の配置が必要であるところ、10人が配置されることとなっており、一番右側のところの基準に適合している。

2ページに進んで、小規模保育事業所には調理員を配置する必要があるが、常勤1人が配置されることとなっている。

また、嘱託医と嘱託歯科医についても既に決定しており、いずれも基準に適合している。

次に設備等に関して、必要諸室として小規模保育事業所には乳児室又はほふく室、調理室、便所が必要となるが、いずれも整備されている。

また、保育室等に関しては、いずれも年齢ごとの園児数に応じた最低基準面積が定められており、いずれも基準以上の面積が確保されている。

屋外については、満2歳以上児数×3.3m<sup>2</sup>の面積が必要となるが、本市の基準を定める条例で当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも代替ができるとの規定があることか

ら、施設から約 350 メートル離れた、「野色公園」とされており、屋外活動や園からの移動の際の安全が確保されていることを確認している。

次に園の運営について、保育時間は 1 日につき 8 時間が原則とされているところ、保育標準時間が 7：00～18：00 の 11 時間、保育短時間が 8：30～16：30 の 8 時間となっている。

給食も園内の調理室で調理する自園調理、内部規定として、運営についての重要事項に関する規定も策定されている。

次に非常災害対策については、保育室と遊戯室を 2 階以上に設ける場合は、耐火等に関して満たさなければならない上乗せ基準があるが、今回の園は 1 階であり、該当はない。

最後、3 ページは連携施設について。

小規模保育事業所に関しては、国の基準上、保育内容の支援や卒園後、3 歳になったときの受け皿となる保育所、幼稚園、こども園等の連携施設を確保することとされている。

新田辺駅前にある、「学校法人京都南カトリック学園 聖愛幼稚園」との間で、①保育内容の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿に関して連携施設としての契約をしている。

以上のとおり、今回の申請内容について審査した結果、基準に全て適合していると判断できますので、令和 4 年 1 月 1 日付けて「ほほえみ保育園 京田辺園」の開設を認可し、定員 19 人の小規模保育事業所として確認することについて、子ども・子育て会議の皆さん方のご意見を伺う。

会長： ご質問があればどうぞ。

小規模保育事業所ができるることは、待機児童対策にも良いことであり、質を担保しているということで京田辺市としても良いのではないかと思う。

(3) 第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しの方針について

事務局：<資料 9～11 に基づき説明>

資料 9 について、先程、申し上げたとおり、第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画については、令和 2 年 3 月に策定し

ている。令和2年度から6年度までの5年間について、幼稚園や保育所といった教育・保育施設の「ニーズ量の見込み」や「確保方策（提供量）」、各種子育て支援施策を定めている。

中間年見直しについては、令和4年3月18日付けで内閣府から「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しのための考え方」という文書が発出されている。

それによると、令和3年4月1日時点で支給認定区分ごとの「実績値」と計画における「ニーズ量の見込み」を比較して、10%以上の乖離がある場合は「原則として見直しが必要」とされている。

3番目、本市の考え方、方向性については、国の考え方を基本に最も新しい実績値で計画を見直すことが市民ニーズに合った計画とすることができるところから、令和3年度の実績値で見直し作業を進めたいと考えている。

2ページ目に移って、中間見直しの対応年度については、令和4年度を見直しの作業の年として、残りの2年間、令和5年度、令和6年度の数値について、見直しを行いたいと考えている。

（3）乖離への対応について、10%ある場合は国が示しているように、基本的には見直し作業の対象としていきたいと考えている。

ただし、（4）のとおり新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由として、計画策定時と異なる状況であった事業は見直しを行わないとしている。

先程、報告にあったとおり、かなりの事業で新型コロナウイルス感染症への対応をしながら事業を行っており、実績数を下げている。そのまま下げてしまうと、新型コロナウイルス感染症の解消後、仕事ができなくなるおそれがあるので、そこについては今回、見直しの必要性なしとしたいと考えている。

（5）と（6）については、国の方からニーズ量の見直しを示されているが、その反対に市の方から皆さんの方に確保量、保育所であれば定員の増加という形になるが、現在、京田辺市は「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を進めている。こ

の計画に基づいて、先程、承認をいただいた小規模保育事業所が計画策定後に設置されているので、その数値を最新の数値に置き換えるために確保量の見直しの作業を行いたいと考えている。

また、体調不良児対応型については、大住こども園で実施していくが、計画策定時には量の確保ができていなかったので、追記をしていきたいと考えている。

さらに、(6)については、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」のとおり休園になる園がある。休園になる年がこの計画の最終年度に該当するので、そこについても確保量の見直し、こちらについては減を行いたいと考えている。

続いて、資料10を見ていただくと、左の方に事業名を記載している。

1 教育・保育の1 幼稚園、保育所(園)、認定こども園の1号に網掛けをしている。網掛けをしている部分について、今回、方向性として見直しをしたいと考えている。

1号については、幼稚園の入園者数が計画書のニーズ量の見込み値では1,312名となっているが、実際は1,113名しか入園していない。乖離率については、84.8%となり、10%以上乖離していることから、見直しの対象となる。新型コロナウイルス感染症の影響はないと判断しており、ニーズ量の見込み値の見直しを行いたいと考えている。

先程、申し上げた「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」で休園となる園というのは、田辺幼稚園である。田辺幼稚園は1号枠の欄に入ってくるので、確保量についても、減らすことになる。ニーズ量の見込み値も減らし、確保量も減らす、という変更を行いたいと考えている。

続いて、2号・3号については、先程、小規模保育事業所を承認いただいたが、それについては計画策定後に動いた事業となるので、これについては確保量を増やしたいと考えている。

網掛けの部分だけ先に申し上げると、2 地域子ども・子育て支援事業の7 病児・病後児保育事業について、こちらについても、計画策定後、みんなのき三山木こども園が病後児保育事業を

始められたり、大住こども園でも令和5年度の開園から同事業を行うので、開始に伴って確保量の変化が出るため、合わせて変更を行いたいと考えている。

なお、新型コロナウイルス感染症により事業に影響のあるもののが多々ある。たとえば、10%以上の乖離でいえば、2 地域子ども・子育て支援事業の4 地域子育て支援拠点事業が該当する。こちらについては66,000人あまりのニーズ量を見込んでいたが、実績値は25,000人となっており、乖離率は38.9%となった。本来であれば、ニーズ量の見込み値の見直しを行わなければならないが、施設が休園をしたり、人数制限を行って受入数を絞って事業を行った結果であり、いずれも新型コロナウイルス感染症対策によるものである。このため、乖離率は大きいが、見直しを行わない方向で考えている。

他の事業についても、新型コロナウイルス感染症対策が理由であるとの考えを持っているので、今回、中間年の見直しについては、4つの区分について見直しを行いたいと考えている。

資料の11については、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に書かれている表をそのまま転記しているものである。左側に見直し(案)、真ん中のあたりに現行という形になっているが、現在、見直し量については検討を行っているところであるので、本日については方向性を報告し、承認をいただければ、次回の会議において見直し量を提示して、議論を行いたく考えている。

会長： ご質問があればどうぞ。

国基準では令和2年度と言っているが、最新のデータを基にしてスピードィーに進めているのはとても良いことだと思う。

幼稚園のニーズが減っているというのは、やはり働く母親が増えて、保育所の方にシフトしていくところがあるので、確保量を増やしていると思う。

次回に資料の11の数値が埋まっていると思うので、そこで何かあれば、ご意見をいただければと思う。

(4) その他

会長： 報告等があればどうぞ。

事務局： 協議事項ではないが、会長の方から本市の待機児童の問題について触れ、見方を変えると選んでもらっているということを言っていただいて、ありがたい話だと思っているが、受け皿の拡充は喫緊の課題であると思っている。今回的小規模保育事業所の導入も含めて、民間の活力を導入する形で受け皿の拡充に動いている。市でも来年4月に大住こども園を公立で初めて開園するということで進めているが、受け皿だけを拡充してもそこに集う人が確保できないと何をしているのかという話になってしまふ。

人材確保は民間事業者も共通の悩みの種であるので、どうやって確保していくのかということをみんな悩んでいる。市も何年も前から必要な人材の数をなかなか確保できていないという現実が実際にある。同志社女子大学の学生にも10名ちょっとの人に朝と夕方の受け入れでお手伝いいただいていて、非常に助かっている。

人材を確保していくにあたって、従来のやり方をしていたのではなかなか人が確保できないということを痛感しているので、今回、大住こども園が開園するタイミングに合わせて、少しでも人材を確保したいということで、先月21日に松井山手地区のブランチ松井山手という商業施設で「就職・保育の仕事まるわかりフェア」というイベントを第一弾で展開した。

元々の動機としては新設園がひとつできるので、多くに人に知ってもらおうというところだが、建設途中であり、なかなかこれという提供できる資料もなかったので、市が取り組んでいる保育であるとか、教育、こんなことに取り組んでいるということを知ってもらう、あわせて潜在保育士と言われる人材の掘り起こしをする、と3つ兼ねてやろうと実施した。

イベント前日までの問い合わせがかなり少なかったことから、人が来るのか心配であったが、幸い多くの人が来てくれたので、こちらの目的としては一定達成できたかなと思う。

加えて、当日はイベントの中で相談も展開した。当日のイベントのスタッフはほとんどが幼稚園の教諭、保育所の保育士で固め

ていたので、現場の生の声を聞いていただいて、働きたいと思う人の背中を押せたのではないかと考えている。

それだけでは小さい仕掛けであるので第二弾として間髪入れず、8月26日、二学期が始まる初日にあわせて、市の小学校・中学校の児童生徒6千数百人に対して、お手元にあるチラシを配布して持って帰ってもらった。

きょうだいがいる家庭もあるので、重複する部分もあるかと思うが、概ね6,000世帯にはチラシを持って帰ってもらって、保護者に見てもらえるかと考えている。

今回、初めて小学校・中学校を対象にスタッフ募集のチラシを配ったのは、普通にやっていたのではなかなか人材が確保できないということもある。元々、現場で働いていた人が結婚や出産を契機に現場を離れるということが普通にある。ご自身が子育てをしていく必要があるからそうしておられるが、ご自身の子どもが小学校に入ったり、中学校に進学したりというタイミングで、これまで密に子育てに関わっていた時間に少し空きが出てくるかなというタイミングを迎える保護者が必ず一定数おられると見込んでいたので、今回、そういう人の背中を押せるかと考えた。

元々、ハローワークに行くとか、いろいろな求人サイトにアクセスする人は、働きたいという意思を持っている人なので、求人を出すと反応はしてもらえる。

今回、市が狙ったのはその手前、働いてみたいと思うがどうしようかと悩む人に現場に来てもらえないかということで、直接、チラシを見ることで一步踏み出してもらえるかなというところで、今回、小学校・中学校を通してチラシを配った。

反応はそこまで多くはないが、これから実際に受付が始まるので、そこでいろいろと話を伺う中でチラシを見て来てくれたのか、あるいは他のメディア、媒体を見て来てくれたのか、成果が一定見えるのではないかと思う。

まったく成果がないという話であれば、やり方を検討しなければならないと思うが、まずは市の人材確保のためにいろいろとやってみて、結果がどうなるかを見ている状況である。

会長：やはり、箱物だけではなく、スタッフ、保育士の確保というところが非常に重要になるので、いろいろな募集をかけて、どれに効果があるのか考える必要がある。できれば保護者としても近場で働きたいということがあると思うので、小学校・中学校の保護者に向けて配るというのは非常に良いことだと思う。

あとは、例えば、Instagramなどで募集をかけてみたりであるとか、いろいろな情報発信をしていくことが人材確保につながるかと思う。ただ、誰でも良いというわけではなく、しっかりと面接もして質の確保をすることがこれから子ども園に向けて、非常に大切なところになってくる。一定の基準、一定の質以上を担保してもらうことをよろしくお願いしたい。

ここにいる委員の皆さんも知り合いのこの人という人に声かけをしてもらうというのも大事かと思う。

委員：妹が明石市に住んでいて、おむつ定期便で助かっているという話を聞いたので、是非、京田辺市でも同じような定期的な支援を産後1年くらいしてもらいたい。

あと、子どもの発達について、言葉が遅いなど、どうしても気にしてしまう母親が多い。家でできる子どもの発達に良いこと何かなどを悩んでいて、家庭でこういうことをしたら良いということを知りたいという声が多い。研究でこういうことがわかっているということを知りたい。

どうしてもネットで検索してこれがいいのではないか、あれがいいのではないかとやるが、当てはまるとも限らない。0歳から3歳までのうちに愛情と経験をたくさんあげれば良いというのはわかっているが、どうすれば良いかがわからない。できれば大学がイベントなりで、知る機会を増やしてくれるとすごく良いと思うし、ZOOMでも知りたい人は参加してくれると思う。

会長：明石市の事業はテレビでも話題になっている。京田辺市に合った施策があると思うので、いろいろな形で考えてもらって、京田辺市の特長というものを作ってもらえればと思う。

2点目の発達相談については、京田辺市でも特別支援事業を少し強化するということを聞いている。大学でもコロナ禍でストッ

普しているが、何回かイベントを実施しているので、ホームページなどを見ていただくと、いろいろな事業がある。今はコロナ禍で小学生以上となるとまだ大丈夫だが、特に小さいお子さん向けのものとなると感染のリスクがあるので、様子を見つつとなる。そのあたりを考えつつ、発達相談も同志社女子大学の学生を交えながらできればと思う。

今後、乞うご期待ということでおろしくお願ひしたい。

委 員： 議題1と3に少し関わることかもしれないが、今、多様な働き方をしている家庭が増えてきていて、そうなると平日の保育だけではなくて、休日の保育を求められていることが多いと思う。

今後、休日の保育に対応してもらえるところがあれば良いと思う。やすらぎ保育園が実施しているのは聞いているが、なかなか入りにくいということも聞いている。

事務局： 3月の意見聴取にはなるが、同志社山手に社会福祉法人タイケン福祉会という主に関東で事業を展開している法人が今回新たにウェルネス保育園京田辺という保育園を展開することを予定している。ウェルネス保育園京田辺は休日保育をやりますと言っているので、やすらぎ保育園の他にも休日保育のニーズを満たせる保育所が出てくるということを今の段階でご承知おきいただきたい。

9月の広報ほっと京たなべに保育所の入所申込みの案内を掲載しており、そこにはウェルネス保育園京田辺の案内を載せている。詳細がいろいろと見えてくれば、市からの情報発信をしたいと考えている。現状では建物も何もない状態だが、徐々に形が見えてくるので、休日保育のニーズを満たせるような保育施設も整備していくければと考えている。

ちなみに、ウェルネス保育園京田辺は南山保育所の代替施設となるものであるので、0歳・1歳・2歳を対象とした保育所として整備を進めていく予定である。

会 長： 京田辺市もどんどんと発展していくということで、ありがたいことである。

事務局： 中間見直しをしながらの話になるが、第3期の子ども・子育て

支援事業計画の策定に来年度から取り組むことになっている。まずは何をするかというと、ニーズ調査であり、先程、委員が言われた休日保育のニーズなどを調べる。それに先行して施設が建つことになるが、本当に京田辺市で休日保育が必要なのかということはそのニーズ調査で見ていくことになる。

今までの実績からすると、土日両方とも出勤するというのは、ベッドタウン化が進んでいるので、休日保育の考え方からするとなかなかそこまでは行かないし、時間もそこまでは行かない。ただ、設置者に協力をいただいて、保育時間を長くしてもらったり、日を拡大したりということは出てきているので、最終的には第3期のところで皆さんと一緒に議論をしていきたいと考えている。

会長： 費用対効果というところを考えるとしっかりしたニーズ調査が必要となるので、しっかり調査をして、進めていただきたい。

#### 4 閉会

事務局： 次回の会議は、令和4年11月29日火曜日の午前中の開催を予定している。

本日の議事はすべて終了した。これで、令和4年度第2回京田辺市子ども・子育て会議を閉会します。